

2024年3月22日

お取引先様 各位

ドラム缶工業会
理事長 藤井清澄

ペール缶(空缶)物流における 2024年問題への対応について

2024年4月より、改正労働基準法に基づくトラックドライバーの時間外労働時間の条件に関する規制が施行されることにより物流の停滞が懸念される、所謂「物流 2024年問題」への対策として、昨年6月に、首相指示のもとで「物流革新に向けた政策パッケージ」、行政より「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」が公表されました。これらの政策・指針においては、荷主企業(発荷主・着荷主)、輸送事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けた(1)商慣行の見直し、(2)物流の効率化、(3)荷主・消費者の行動変容が求められております。

ドラム缶工業会としては、この要請も踏まえ、ペール缶製品の安定供給に資するサプライチェーンを、将来にわたり持続可能なものとする観点から、下記の通り対応を図る事と致しました。

これらの取組を実効性のあるものとするためには、ペール缶の物流パートナーでもある輸送事業者等との連携のみならず、発・着荷主間の連携が不可欠です。お取引先様におかれましては、本趣旨をご賢察の上、会員各社との個別協議・ご相談等への応諾に向けて、ご指導賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. トラック受渡条件の標準化に関する取組

①トラックドライバーが行う荷降ろし作業は、トラック荷台高さに積まれたパレット上に置く、あるいはトラック付近の籠台車に入れること等を標準とする。(別添資料参照)

②やむをえずトラックドライバーに附帯作業を継続させる場合には、納入先および輸送会社と十分な協議を行い、安全に配慮したうえでの作業の範囲、役割分担、費用分担等を明確に書面化し、契約致します。

2. ガイドラインに則った更なる附帯作業および荷待ち・荷役時間の削減に関する取組

①荷降ろし場所および荷降ろし指示の明確化

※荷降ろし待機時間解消のための荷受け準備のお願い

※やむをえず附帯作業を行う場合は、荷降ろし場所と納品場所の距離が近いことが望ましい

②同一事業所における複数荷降ろし場所の集約化

3. 納入条件の緩和に関する取組

①オーダー確定の前倒し化

・汎用ペール缶(遠隔地向けを除き)については、納入日の5日～7日前など余裕をもったオーダー確定をお願いします。また、オーダー確定後の変更は極力お控えください。

②納入時間の柔軟化・緩和

・ピンポイント時間指定の見直し。

見直し例: ✓午前中 ✓〇〇時～〇〇時のレンジ中での納入 ✓〇〇時までの納入
(〇〇時間程度であれば遅れても構わない)

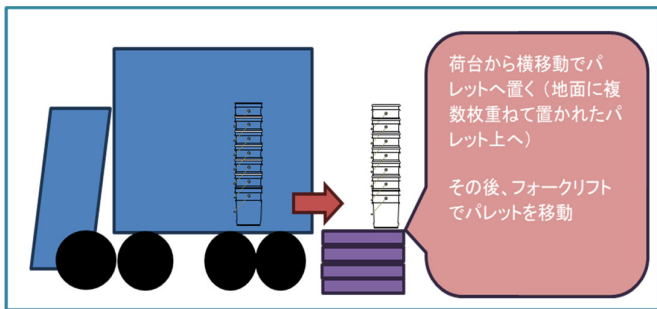
③ロットの拡大化

・置き場スペースの確保をお願いします。

以上



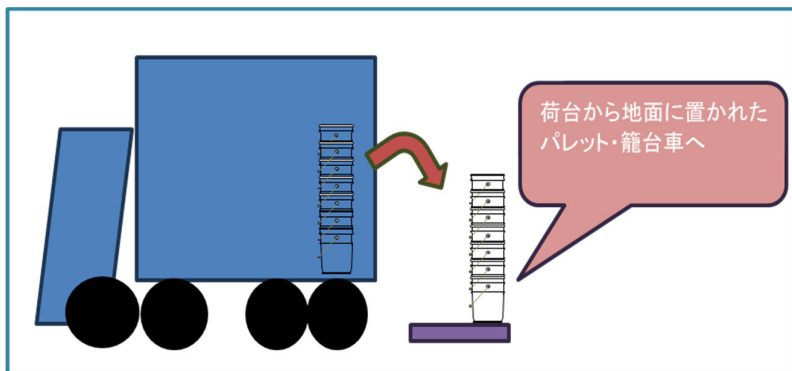
トラック受渡条件 パターン1



Copyright © 2024. Japan Steel Drum Association. All rights reserved.



トラック受渡条件 パターン2



Copyright © 2024. Japan Steel Drum Association. All rights reserved.